

一関市告示第 116 号

一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針を次のように定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 31 日

一関市長 勝 部 修

一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針

(趣旨)

第 1 この告示は、事業者が市内に再生可能エネルギー発電設備を設置するに当たり、一関市環境基本条例(平成 18 年一関市条例第 79 号)第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、自然環境の適正な保全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に掲げる再生可能エネルギー発電設備のうち、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 38 条第 3 項に掲げる事業用電気工作物をいう。
- (2) 対象設備 前号に掲げるもののうち、敷地面積が 1 ヘクタールを超え 10 ヘクタール未満のものをいう。

(市の対応)

第 3 市は、事業者が市内に対象設備を整備する際は、次に掲げる事項を事業者に求めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の策定に当たっては、市の自然環境及び歴史的景観の保全に十分に配慮すること。
- (2) 対象設備を整備しようとする地域の住民に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の内容に関する説明会を開催するとともに、住民から意見を聴取し、適切に対応すること。
- (3) 市又は対象設備を整備しようとする地域との間で、環境の保全に係る協定を締結すること。

2 市長は、前項第1号に掲げる再生可能エネルギー発電事業計画及び同項第3号に掲げる環境の保全に係る協定について、事業者に対し、必要に応じて意見を述べ、又は是正を求めるものとする。

(補則)

第4 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。